

こども文教委員会 案件一覧

(令和8年1月15日開催分)

○所管事務報告 11件

部局	報告順	件 名	資料番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	令和7年度こどもと教育長・教育委員の意見交換会における聴取意見に対する教育委員会の考え方について	1	鈴木 教育総務課長
	2	大森第五小学校改築事業基本構想・基本計画（案）について	2	小野澤 教育施設担当課長
	3	令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について	3	木下 指導課長
	4	令和8年度外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導業務委託事業者の募集について	4	木下 指導課長
	5	校内設置型の不登校対応分教室「みらいチャレンジ（仮）」の設置について	5	志賀 指導企画担当課長
	6	大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会報告書について	6	長岡 学校支援担当課長
	7	令和8年度部活動管理運営等業務委託事業者の募集について	7	長岡 学校支援担当課長
	8	令和8年度学校用務業務等委託事業者の選定結果について	8	長岡 学校支援担当課長
	9	区立小中学校電話機の自動応答機能設定時間の変更について	9	長岡 学校支援担当課長
こども未来部	10	大田区子育ち支援ポータルサイトの開設について	1	柳沢 こども未来課長
	11	おおたこども家庭センターの広報について	2	山本 子ども家庭総合支援センター開設準備室長

こども文教委員会
令和8年1月15日
教育委員会事務局 資料1番

令和7年度こどもと教育長・教育委員の意見交換会における聴取意見に対する 教育委員会の考え方について

1 意見交換会開催目的

こどもまんなか社会の実現に向けて、子どもの意見表明機会の確保と意見を尊重した取組の推進が求められている。

このことを踏まえ、学校教育や学校生活などに対するこどもたちの意見を聞くことで、ニーズを捉え効果的な取組の推進につなげることを目的とする。

2 開催概要

(1) 日時

令和7年8月28日（木）13：00～15：30

(2) 会場

大田区立消費者生活センター大集会室

(3) 参加者

区立中学校に在籍する第2学年生徒9名、教育長、教育委員

(4) 意見交換テーマ

①大田区の外国語教育について（英語学習など）

②タブレット端末の活用について

3 聴取した意見及び教育委員会の考え方について

別紙のとおり。

4 聴取した意見及び教育委員会の考え方の公表・周知（予定）

1月16日（金）以降、区ホームページにおける公表、児童・生徒・保護者・教職員への周知を予定。

大田区の中学生が普段の学校生活で感じていることを聞くために、「こどもと教育長・教育委員の意見交換会」を令和7年8月28日に開催しました！

こどもたちからもらった意見に対する教育委員会の考え方をお答えします！

開催概要

※記載した意見は参加した生徒の意見であり、区立学校全体の状況を示すものではありません。

区立中学校第2学年の生徒9名が参加

当日の意見交換テーマ

「大田区の外国語教育について（英語学習など）」

「タブレット端末の活用について」

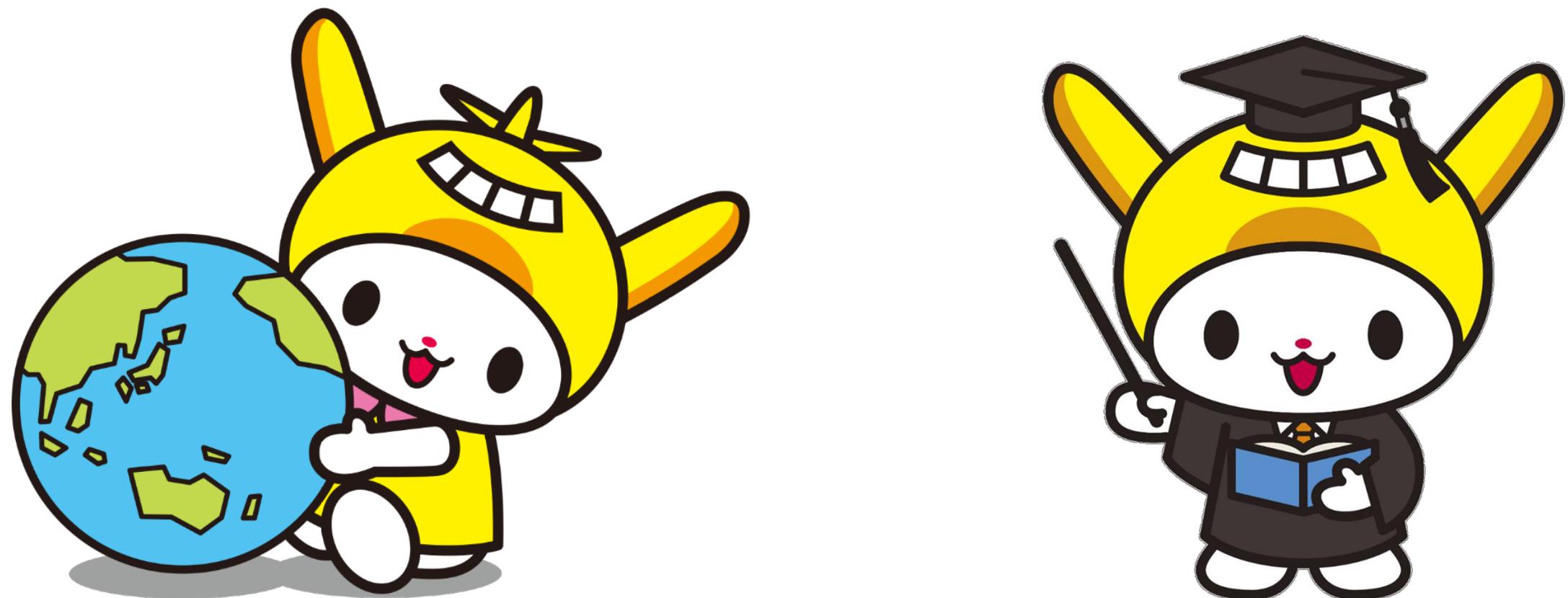
もらった意見を参考に、みんなの学校生活が
よりよくなるよう取り組んでいきます！

みんなありがとうございます！





①大田区の外国語教育について（英語学習など）



- 授業中に英語で対話する時間が少ないので、もっと増やしてほしい。
- 英語に触れる機会が少ないことが苦手意識の原因だと思うので、対話など英語に触れる機会を増やした方がよい。
- 英語を使ったコミュニケーションを意識した授業をしてくれる教員が増えてほしい。

たくさん英語に触れて積極的に会話したいという意欲をもつていて素晴らしいぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

- 教育委員会では、英語の学習を通じて「話す」「聞く」「読む」「書く」の4つの力をバランスよく伸ばしていくために、英語を活用した対話機会の充実が重要と考えています。
- そのために教育委員会では、全ての学校を訪問して授業を参観し改善点を伝えており、先生たちも、生徒同士や外国語教育指導員（ALT）と英語で会話する機会を設けたり、日本語を使わずにほぼ英語を使った授業を多く設けたりするなど、工夫を重ねています。
- 教育委員会は、ALTをより効果的に活用できるようになるための教員研修を実施するなど、英語を活用した対話機会がさらに増えるよう、学校と協力しながら取り組んでいきます。

参考にお伝えします！

- 英語カフェや夏休みに開催しているイングリッシュキャンプ等も英語に慣れ親しむことができる対話機会の一つです。積極的に参加してみてください。

●受験のために勉強するのではなく、英語そのものを学ぶことを
楽しめるような環境になってほしい。

英語を使ったコミュニケーションや英語の学び 자체を楽しもうとしていてすごいぴょん！



考え方

今後の取組の参考にします

- 學習を行っていくうえで大切なことは、学ぶことを楽しいと感じることができることです。
- 学校では、英語の歌やミニゲーム等のアクティビティを取り入れたり、外国籍の方を招いた国際交流活動や、外国語教育指導員（ALT）の出身国の文化・歴史・地理・習慣等に触れる機会を設けたりするなど、楽しさを感じながら英語を学ぶことができるような工夫を行っています。
- 教育委員会は、各学校の取り組み例を他の学校にも共有するとともに、もらった意見を参考にしながら、英語を学ぶ楽しさを感じることができる環境の整備に取り組んでいきます。

●間違えることを恐れて授業中に発言することができないようにならないためにも、チャレンジしたことを評価することも大事だと思う。

学習に対する姿勢やチャレンジする大切さを考えることができていてすごいぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

みんなが自分なりに考えて発言したり積極的にチャレンジしたりすることも学習にあたって大切なことです。

学校では、そのような姿勢で授業や学習に取り組む態度についても評価を行っています。

英語の学習では、発音やスペルなどの正確さが大切な場面と、間違えてもよいから積極的に発話してみることが大切な場面があります。

学習の中で、間違えてもよいから積極的に発話して伝えることが大切な場面の時は、そのことを先生から説明するなど、みんなが間違いを恐れずに安心してチャレンジできるような環境や雰囲気づくりがさらに進むよう、教育委員会と学校が協力して考えていきます。

- 小学校の英語は簡単な単語や英語を楽しむようなものだったが、中学校の英語は文法や文章などを学ぶようになり難易度が上がる。
- 小学校においても文法や文章など学んだ方が、中学生になったときに英語でつまづきにくいと思う。

小学校と中学校の学びの違いとつながりを意識することができていて素晴らしいぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

- 小学校・中学校それぞれの授業で扱う内容などは、文部科学省による全国統一的な基準である程度決められています。
- 小学校では英語に慣れ親しみながら基礎的な力を身に付け、中学校では小学校で学んだことを踏まえて文法や単語などのより多くの内容を学習するようになっています。
- その中で各中学校は、小学校で触れた英語の歌や学んだ表現を活用した授業を行ったり、小学校と中学校の先生がお互いの授業を参観して授業の参考にしたりするほか、中学校に小学校の教科書を配布して学習内容を確認したりするなど、様々な工夫を行っています。
- 中学校に進学した時の学習にギャップが生まれにくくするためには、どのような授業にしていくことが効果的なのか、教育委員会と学校が協力して考えていきます。

●英語の授業は、日本語を使わずにほぼ英語を使った授業が中心になっていることはよいと思う。

授業でたくさん英語に触れることができると英語の学習が楽しくなるぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

- 教育委員会は、英語の授業において会話の機会を増やすことで、自信をもって積極的に英語でコミュニケーションを図ることができるようになってほしいと考えています。
- そのために、先生たちが考えながら、みんながより多くの英語に触れることができるよう、ほぼ英語を使って授業を行う回数を多く設けるようにするなど、授業づくりにおいて様々な工夫をしています。
- 引き続き、みんながより多くの英語に触れて、自信をもって積極的に英語でコミュニケーションを図ることができるよう、教育委員会と学校が協力しながら取り組んでいきます。

●外国語教育指導員(ALT)の存在はすごく助かっており、ALTと会話することができる英語カフェ※1の時間があることはよいと思う。

学校で普段から外国の方と英語でお話しできると、もっと英語を学びたい気持ちになるぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

教育委員会は、授業以外の時間でもネイティブスピーカーを相手に英語で気軽に会話することを通じて、英語で会話する力をさらに伸ばしてほしいと考えています。

教育委員会は、みんながネイティブスピーカーを相手に英語で会話できる時間をさらに確保できるよう、ALTが学校にいる時間の増加などに引き続き取り組んでいきます。

英語カフェ以外に、夏休みに開催しているイングリッシュキャンプも英語に慣れ親しみができる機会ですので、積極的に参加してみてください。

また、中学校生徒海外派遣も学んだ英語を実践的に試すことができる貴重な機会ですので、是非チャレンジしてみてください。

※1 英語カフェとは、学校内でALTと一緒に英語でコミュニケーションを楽しむことができる時間で、休み時間などに開催しています。自由に集まってフリートークやゲームなどを行っており、外国語に親しむとともに、授業で学んだ英語を授業以外でも話せる機会です。

●英語力を身に付けるために、翻訳ツールなどを使わずに、自分の能力で英語の文章を作ることを意識している。

自分の力で英語力を身に付けて活用できるようになろうとしていてすごいぴょん！



考え方

- 自分の力で英語の文章を作ろうという意識をもつことはとても大切なことです。
- このような意識をもって英語の学習に取り組むことで、語彙力や英語を活用した表現力が高まったり、英語の文法や構成に関する理解が深またりするほか、英語に対する自信につながって積極的に英語を使おうとする意識が高まるなど、様々なよいことがあります。
- 自分の力で物事に取り組もうとする意識をもって学習に取り組むことはとても素晴らしいことですので、これからもその意識をもちながら英語学習に取り組んでください。

- 英語を楽しく学べるように、テストの問題を使って間違っているところを探すクイズを出してくれる授業があった。
テストの内容をその場で復習することができてすごくよいと思う。

楽しみながら学習することができると、学びたいという意欲がさらに増すぴょん！



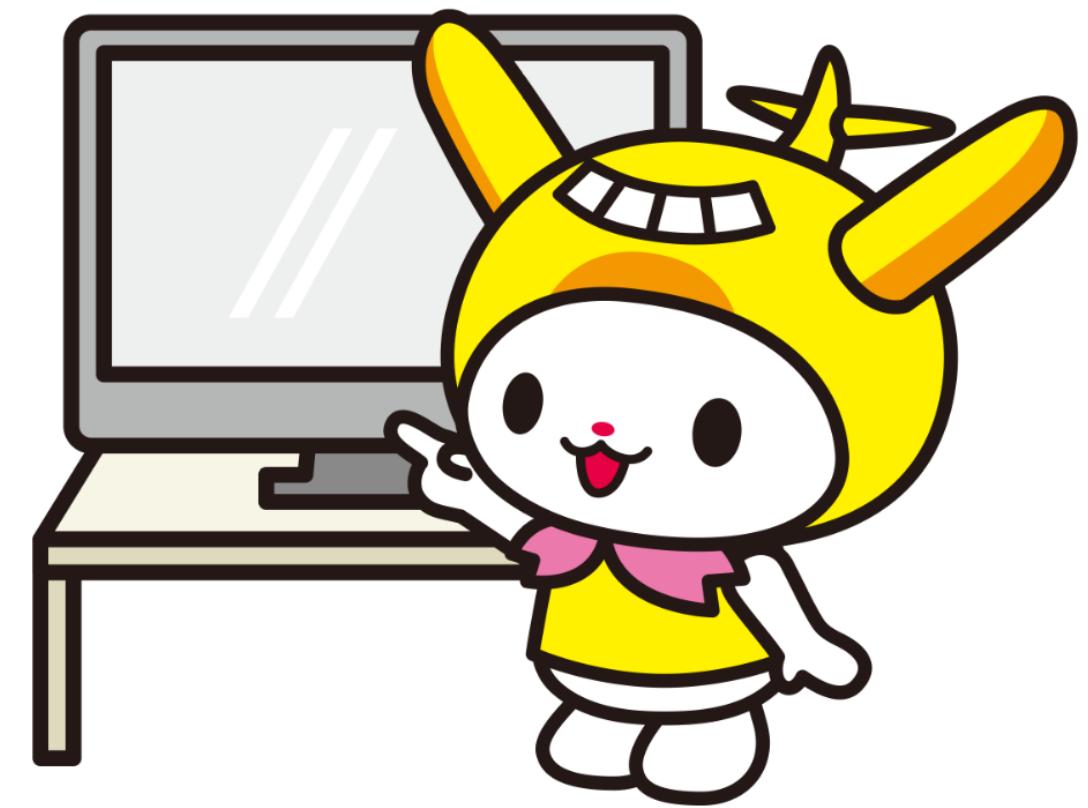
考え方

引き続き取り組んでいきます

- 楽しみながら学習することで、学習に対する意欲がさらに高まったり、先生や生徒同士のコミュニケーションが増えてクラスの雰囲気がよくなりさらに学びやすい学習環境につながったりするなど、様々なよいことがあります。
- そのために先生たちは、みんなが楽しく学習に取り組むことができるよう、テストの振り返りや授業づくりを工夫しています。
- 引き続き、みんなが楽しく学習に取り組むができるように、教育委員会と学校が協力しながら取り組んでいきます。



②タブレット端末の活用について



- タブレット端末の使い方のルールを知る機会が少ないと感じるので、生徒みんながルールを知って理解できるように先生から説明する時間を設けてほしい。

感じている課題から具体的な提案をしていてすごいぴょん！



考え方

今後の取組の参考にします

- ICTを活用して効果的に学習を進めるためにも、先生と生徒がお互いにタブレット端末のルールを理解するとともに、主体的にルールについて考えていくことはとても重要です。
- 意見を聞いて、ルールを知る機会が少ないと感じている生徒がいることが分かりました。
- 教育委員会は、全ての校長先生が集まる会議において、タブレット端末の使用ルールについて、生徒に対して改めて確認や指導などを行うよう、周知しました。
- みんながルールについて知るとともに主体的にルールについて考え見直していくことができるような取組について、教育委員会と学校が協力しながら考えていきます。

参考にお伝えします！

- どんなルールがあった方がよいのか考えてみることも、ルールを知り理解していくことに繋がります。ぜひ周りの友達と話し合ってみてください。

- デジタル教科書を全教科に拡大して、もっとタブレット端末を活用してほしい。
- 視力や目に負担がかかったり、漢字が分からなくなったりしないように対策が必要。

よいところだけでなく課題にも目を向けたり、情報通信技術の進化に柔軟に対応したり
することができてすごいぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

- デジタル教科書は、国が段階的に導入を進めており、現在は英語と数学のデジタル教科書が国から配備されています。
- 学習を進めていくうえで大切なことは、紙とデジタルの教材それぞれの特徴を理解し、学ぼうとする内容や場面に応じて適切に使い分けていくことです。
- また、画面を見る時間が長くならないようにしたり、定期的に目を離して目を休めたりするなど、健康の面にも配慮していくことも大切なことです。
- みんなが紙の教材とデジタルの教材それぞれのよさと課題となる点を理解して、適切に使いこなしながら学力を向上させるためにはどのような取組が効果的なのか、教育委員会と学校が協力しながら考えていきます。

- タブレット端末を使用して情報を調べたりまとめたりしながら自分の意見を発表したり、ディベートなどで意見交換する機会を多く設けたりしてほしい。

情報通信技術を有効に活用して物事を考えたり、意見を発表したりすることの大切さを理解していく、とても頼もしいぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

- 教育委員会では、これからの中未来をよりよくしていくために必要な、周りの人と協力して積極的に様々な課題を解決していく力や意欲をみんなに身に付けてほしいと考えています。
- そのためにも、ICTを有効に活用して自分の考えをまとめ発表する活動はとても重要です。
- 教育委員会では、こういった活動の充実を図るよう学校に伝えており、先生たちも限られた時間の中で意見交換を行う機会を取り入れるよう授業を工夫しています。
- ICTをより効果的に活用するためには、普段の授業などで思い付いたみんなのアイデアもとても大切ですので、先生などに気軽に提案してみてください。
- 教育委員会は、各学校のよい取り組み例を他の学校に共有するとともに、調べ学習や発表活動における効果的なICTの活用について、学校と協力しながら考えていきます。

- 学習以外に使用できないように、アクセスできるサイトなどの制限をタブレット端末にかけてほしい。

タブレット端末の使用目的を理解していく、とても頼もしいぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

- 教育委員会では、タブレット端末の適切な使用のために、使用できる時間帯やアクセスできるインターネットページ等の制限を行っています。
- タブレット端末を使用するうえで大切なことは、みんながタブレット端末の使い方や目的を理解し、自らルールを意識して適切に活用していくことができるようになることです。
- そのために学校では、ICTや情報を正しく安全に活用するための学習などを行っています。
- みんなが自らルールを意識してタブレット端末や情報を正しく安全に活用できるようになるためにはどんな取組が効果的なのか、教育委員会と学校が協力しながら考えていきます。

●生成AIと共に存していく社会に向けて、生成AIを学習にどのように生かしていくことがよいのか学ぶこともこれから先は必要だと思う。

情報通信技術の進化や社会の変化に柔軟に対応できていってすごいぴょん！



考え方

実現にむけて取り組んでいきます

情報通信技術や社会が急速に変化していく中で、ICTや生成AIなどを上手に使いこなしていくことはとても重要です。

生成AIを適切に活用することで、議論した内容に足りない視点を見付けて議論を深めたり、自作した英文を使って会話練習をしたりすることができるなど、よい点もあります。

一方、正確性に欠けたり著作権や肖像権の侵害が生じたりする可能性があるほか、生成AIが出力した回答をそのまま使うことで、自分で考えて答えを見付ける力や意欲が身に付かなくなるなど、課題となる点もあります。

生成AIのよい点や課題となる点を知り理解したうえでみんなと一緒に考えながら、生成AIの効果的な活用について段階的に進めていきます。

- タブレット端末を使うことで、調べ学習や課題提出が便利になって、学習が充実している。

ICT機器があると便利になって、学習することが楽しくなるぴょん！



考え方

引き続き取り組んでいきます

- 教育委員会は、みんなが情報活用能力を身に付けながら、より効果的に学習できるようにタブレット端末を配付しています。
- タブレット端末を活用して調べ学習を行うことで、情報を瞬時に検索し、調べた情報を共有しながら考えを深めることができるほか、情報の信頼性を自分で判断する力やデジタル技術に対する理解を高めるなど、情報活用能力を身に付けることにもつながります。
- また、課題提出では、大勢の前で緊張せずに練習成果を発表できるよう、体育や音楽などで出された課題を撮影し、実力を発揮できた動画を提出するといった活用もされています。
- 引き続き、タブレット端末の効果的な使い方について、教育委員会と学校が協力しながら考えていきます。

大森第五小学校改築事業基本構想・基本計画（案）について

大森第五小学校は建築後 59 年（昭和 40 年度竣工）が経過し、老朽化が進行していることから全面改築に向けて具体的な検討に着手した。教育委員会では、大田区の上位構想や大森第五小学校の教育目標の内容を踏まえ、児童・教職員・保護者・地域アンケート、学校改築懇談会における意見交換、ワークショップ等の活用により協議・検討を重ねている所であり、基本構想・基本計画案を作成した。

なお、改築にあたっては、工事期間中の良好な学習環境の確保や工事期間の短縮を目的に、仮設の校舎を学校敷地外（平和の森公園内の敷地）に移設する「無人改築」にて実施する。

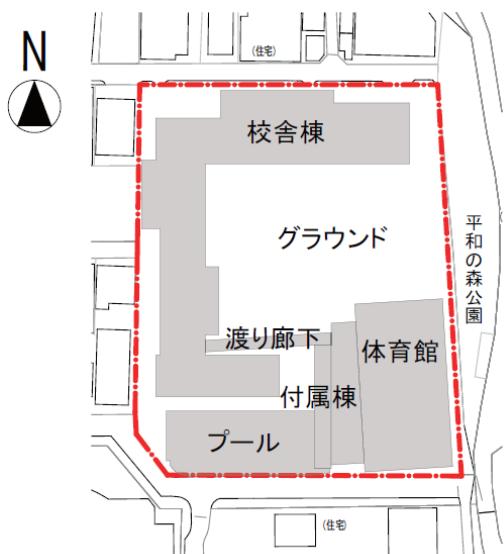
1 コンセプト及び施設整備方針(案)

「学びがひろがり、地域とともに成長する みんなのふるさと大五小」

- 1 活発なこどもたちの学びを実現する広々とした活動と安らぎの場
- 2 豊かな自然環境を活かした心地よい生活を送れる快適な場
- 3 学年を越えて、学校からまちへと広がる交流の場
- 4 いつでもみんなが頼れる安心と思い出の場

2 現状の配置と改築後の配置案及び仮設校舎配置案

■現状の配置図



■改築後の配置案（予定）



■仮設校舎配置案（予定）



※所管課により大田区立公園条例の改正を行う予定

3 今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和8年3月までに 基本構想・基本計画（案）説明会
- (2) 令和8年度から10年度 基本設計・実施設計
- (3) 令和10年度以降 工事着工

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について(大田区)

令和7年度東京都平均値、大田区令和6年度平均値の比較

こども文教委員会
令和8年1月15日
教育委員会事務局 資料3番
所管 指導課

性	学年	人数	握力(kg)			上体起こし(回)			長座体前屈(cm)			反復横とび(回)			持久走(秒) ※男子1500m 女子1000m				
			都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較		
小学校	男子	1	2229	8.51	8.38	8.42	-0.04	11.08	11.05	11.02	0.03	26.20	26.67	26.88	-0.21	26.07	25.66	25.76	-0.10
		2	2471	10.20	10.06	10.27	-0.21	13.85	13.77	13.85	-0.08	27.55	26.89	28.68	-1.79	29.93	29.32	29.44	-0.12
		3	2448	12.02	12.10	12.12	-0.02	16.24	16.42	16.19	0.23	29.79	30.02	30.23	-0.21	33.24	33.03	32.35	0.68
		4	2447	13.92	13.78	13.92	-0.14	18.28	18.35	18.08	0.27	31.77	31.29	32.29	-1.00	37.30	36.67	36.52	0.15
		5	2546	15.93	15.86	16.36	-0.50	19.86	20.15	19.77	0.38	34.23	34.17	34.65	-0.48	40.86	40.18	40.15	0.03
		6	2398	18.85	19.05	19.24	-0.19	21.62	21.89	21.63	0.26	36.73	37.09	36.75	0.34	44.17	43.89	43.87	0.02
	女子	1	2256	8.01	7.85	7.88	-0.03	10.65	10.43	10.62	-0.19	28.51	28.82	28.87	-0.05	25.02	24.65	25.06	-0.41
		2	2196	9.57	9.31	9.49	-0.18	13.22	13.17	12.94	0.23	30.63	30.02	31.28	-1.26	28.40	28.08	27.83	0.25
		3	2239	11.25	11.14	11.56	-0.42	15.35	15.34	15.57	-0.23	33.50	33.65	33.99	-0.34	31.13	30.57	30.31	0.26
		4	2420	13.17	13.13	13.09	0.04	17.40	17.63	17.47	0.16	35.83	35.58	36.12	-0.54	35.04	34.65	34.38	0.27
		5	2411	15.45	15.38	15.86	-0.48	18.72	19.06	18.89	0.17	38.69	38.43	39.27	-0.84	38.61	38.32	38.25	0.07
		6	2372	18.55	18.51	18.78	-0.27	19.91	20.30	19.81	0.49	41.56	42.12	42.06	0.06	41.43	41.34	41.14	0.20
中学校	男子	1	1602	23.36	23.37	23.50	-0.13	23.35	23.51	23.18	0.33	40.09	41.35	40.01	1.34	48.57	48.46	48.65	-0.19
		2	1595	28.74	28.43	29.42	-0.99	25.99	26.36	26.83	-0.47	43.94	43.99	44.01	-0.02	51.98	52.04	51.82	0.22
		3	1710	33.58	33.69	33.66	0.03	28.08	28.90	28.04	0.86	47.60	49.38	46.89	2.49	54.60	55.37	54.00	1.37
	女子	1	1638	21.03	21.07	21.35	-0.28	20.57	20.94	20.63	0.31	43.65	44.60	44.41	0.19	44.81	44.96	45.11	-0.15
		2	1535	22.89	23.10	23.27	-0.17	21.91	22.37	22.26	0.11	45.93	46.52	45.60	0.92	45.96	46.39	45.67	0.72
		3	1516	24.13	24.43	24.38	0.05	22.66	23.12	23.48	-0.36	47.75	48.91	48.35	0.56	46.40	47.06	46.82	0.24

性	学年	人数	シャトルラン(回)			50M走(秒)			立ち幅とび(cm)			ボール投げ(m)			体力合計点				
			都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較	都平均	区平均	R6区 比較		
小学校	男子	1	2229	15.88	15.66	15.94	-0.28	11.74	11.79	11.91	0.12	112.19	110.67	111.46	-0.79	7.32	7.35	7.34	0.01
		2	2471	25.16	23.96	25.18	-1.22	10.77	10.85	10.89	0.04	123.30	121.03	121.60	-0.57	10.74	10.52	11.04	-0.52
		3	2448	32.98	32.04	31.78	0.26	10.20	10.22	10.39	0.17	133.35	131.98	130.95	1.03	14.10	14.43	14.03	0.40
		4	2447	40.19	38.62	38.05	0.57	9.75	9.82	9.92	0.10	142.33	139.43	138.88	0.55	17.31	17.34	17.16	0.18
		5	2546	46.40	45.03	44.85	0.18	9.39	9.42	9.52	0.10	150.94	148.45	149.85	-1.40	20.25	20.27	20.28	-0.01
		6	2398	53.33	52.94	52.45	0.49	8.98	9.00	9.06	0.06	162.41	161.95	160.27	1.68	23.55	24.07	23.42	0.65
	女子	1	2256	13.29	13.14	13.50	-0.36	12.07	12.11	12.29	0.18	104.62	103.71	103.96	-0.25	5.07	4.97	5.03	-0.06
		2	2196	18.65	18.25	18.02	0.23	11.14	11.20	11.32	0.12	114.22	111.99	112.16	-0.17	6.71	6.58	6.75	-0.17
		3	2239	23.14	22.55	22.65	-0.10	10.61	10.66	10.71	0.05	123.53	121.57	122.41	-0.84	8.49	8.47	8.78	-0.31
		4	2420	28.75	27.95	28.56	-0.61	10.12	10.15	10.19	0.04	133.44	130.76	130.85	-0.09	10.36	10.56	10.62	-0.06
		5	2411	34.36	34.53	33.92	0.61	9.71	9.72	9.79	0.07	142.59	139.85	142.65	-2.80	12.17	12.11	12.71	-0.60
		6	2372	39.14	39.52	39.14	0.38	9.32	9.35	9.41	0.06	151.56	150.75	150.29	0.46	13.89	14.21	14.11	0.10
中学校	男子	1	1602	64.56	65.59	60.56	5.03</												

こども文教委員会 令和 8 年 1 月 15 日
教育委員会事務局 資料 4 番
所管 指導課

令和 8 年度外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導業務委託事業者の募集について

1 募集理由

大田区立小・中学校に在籍する外国人及び帰国児童・生徒のうち、日本語の理解が不十分である者に対して日本語を習得するための言語指導及び学校生活への適応を図るための教科指導を実施することができる事業者を募集する。

2 委託実施校

小学校 59 校及び中学校 28 校、館山さぎなみ学校

3 募集について

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式（業者提案方式）とする。

(2) 応募資格

日本語特別指導業務として他自治体等で業務委託契約（派遣契約を含む）の受託実績があり、安定的かつ健全な指導員の配置ができる事業者とする。

(3) 選定方法

外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導業務委託事業者選定委員会において書類審査、面接審査により選定する。

(4) 選定スケジュール（予定）

	月　日	項　目
1	2月 12 日（木）	募集要項等の公表（区ホームページ）
2	2月 20 日（金）	募集内容に関する質問の受付期限
3	2月 25 日（水）	質問に対する回答（区ホームページ）
4	3月 4 日（水）	応募書類の提出期限
5	3月 5 日（木）から 3月 17 日（火）まで	一次審査（書類審査）
6	3月 18 日（水）	一次審査結果通知発送
7	3月 26 日（木）	二次審査（面接審査）
8	4月 3 日（金）	選定結果通知発送
9	4月 16 日（木）	選定事業者結果公表（区ホームページ）

校内設置型の不登校対応分教室「みらいチャレンジ(仮)」の設置について

こども文教委員会

令和8年1月15日

教育委員会事務局 資料5番

所管 指導課

■背景

- ・本区における不登校児童・生徒の出現率は、国や都と同様、増加傾向にある。
- ・区立小・中学校の各一校(大森第四小学校・御園中学校)が学びの多様化学校の指定を受け、その分教室である「みらい学園」を開室した(令和3年度:中等部開室 令和6年度初等部開室)。「みらい学園」は、学ぶ意欲はあるものの、大人数の教室が苦手などの理由から、在籍校への復帰が困難となっている児童・生徒の新たな学びと成長の場としている。
- ・中等部は、各学年の定員を8名程度、3学年合計で24名の在籍を想定して開室した。開室以降、中等部への入室希望は増加の一途をたどり、令和7年12月1日時点で第1学年18名、第2学年20名、第3学年15名 計53名が在籍している。開室当初の想定の2倍を超える在籍数となっているが、児童・生徒からの入室希望は増加している。
- ・不登校児童・生徒の要因や状態、ニーズ、求める学びの場は様々であり、1つの支援の場で全ての不登校児童・生徒の学びを保障することはできない。多様な学びの場の設置を充実することで、全てのこどもたちに学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することが必要である。

■目的

- ・既存の学校内において、不登校生徒に配慮した特別の教育課程や少人数での指導を実現し、不登校ではあるが「学校」に通いたい生徒のニーズへ対応する。
- ・運営を通じて得られた不登校対策へのノウハウを他の区立学校に還元し、令和13年度に開校を目指している学校型の学びの多様化学校の運営に繋げていく。

■開室場所

- ・大田区立御園中学校(本校 校舎内)

■開室予定期

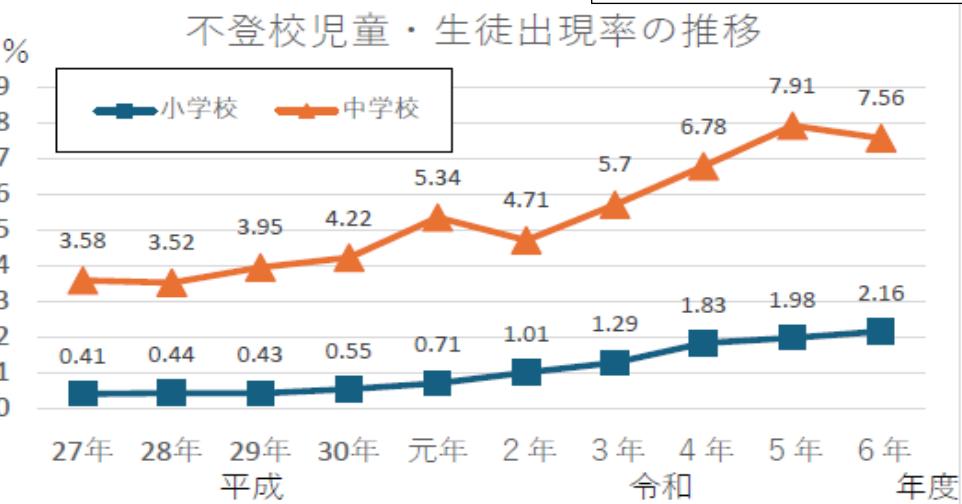
- ・令和8年4月1日

■対象

- ・大田区立中学校在籍生徒 各学年最大10名を想定

■実施する教育活動(予定)

- ・「みらい学園中等部」と同様、不登校児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成(予定)。
- ・校内に設置する利点を生かし、校内施設を利用した実習や、行事・部活動等を通して通常学級生徒との交流を充実する。



学校型学びの多様化学校の開校に向けた 多様な学びの場の設置・運営



こども文教委員会
令和8年1月15日
教育委員会事務局 資料6番
所管 指導課

大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会報告書について

大田区における部活動の地域連携・地域展開のモデル事業（合同部活動やハイブリッド型等）を進めていくなか、学識経験者、スポーツ・文化関係団体、保護者、地域、学校代表者等による「大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会」を、令和5年度から7年度にかけて計6回開催した。このたび、検討会の報告書が取りまとめられたので、報告する。

1 モデル事業の主な成果

(1) 生徒の声

- ア 専門的な指導を受けられるようになった
- イ 学校の垣根を越えた仲間との繋がりができた（合同部活動）

(2) 教員の声

- ア 部活動指導に関する負担が軽減した
- イ 教科の指導などに集中できるようになった

2 地域展開に向けて押さえるべき主な検討事項

- (1) 事業者間の調整などを担う組織（中間支援機能）の設置
- (2) 指導者の質の保障と量の確保
- (3) 休日の地域展開に向けた進め方

3 今後の方向性

(1) モデル事業の本格実施

- ア 合同部活動（O.T.A. Dance Team）運営業務の委託化
- イ ハイブリッド型の全校展開

(2) 繼続的な検討

- ア 国が定めた要件等に基づく地域クラブ活動の認定を行う仕組等、国のガイドラインを踏まえた検討
- イ 地域連携・地域展開の進展により生じる課題について向かい、学校や教育委員会だけではなく、地域やスポーツ・文化芸術団体が区と連携・協力しながら解決していく体制の構築

大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会（令和5～7年度）報告書【概要版】

作成の趣旨

検討会における検討結果を取りまとめ、令和8年度以降の大田区における部活動の地域連携・地域展開の取組方針を定められるようにする。

部活動の現状

ア 部活動数 区立中学校28校で、運動部260部（部員数6,018名）、文化部158部（部員数3,272名）※令和7年5月1日時点

イ 部活動の指導体制 教員と部活動校外指導員、会計年度任用職員の部活動指導員により、部活動の指導・運営がされている。

ウ 部活動の地域展開に関する生徒や教員、保護者の意向

(生徒) 活動自体の楽しさやメンバーとの交流を深めることを重視/自分の学校で活動したいと考えている生徒は全体の半数程度

(教員) 負担が大きいため部活動に関わりたくない教員が多い/専門として部活動を指導できる教員は全体の約4割程度

(保護者) 半数が他校と合同の活動に肯定的だが、学校外での活動には消極的/教員以外から指導を受ける場合、専門性を重視/

部費として月謝を払うことは妥当の考え方



国や都の動向

(国:スポーツ庁・文化庁)

・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、必要な対応を示す。

・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめで、次期改革期間（改革実行期間：R8～13年度）を設定。

・改革実行期間内に、休日の地域展開を本格的に進めるとともに、平日における取扱いも考え方を整理し地域の実情に応じた取組を進めることを示す。

(東京都) 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、公立中学校等の休日における部活動の地域連携などを推進。

区の動き

ア 検討会の立ち上げ（R5年度） 令和8年度以降の区における部活動の地域連携・地域展開の方針が決められるよう、検討を重ねていく。

イ モデル事業の実施

(合同部活動:O.T.A.Dance Team) 部活動指導員を顧問に、休日はプロのダンスリーグで活躍している外部講師から指導を受けられるダンス部（R6年度発足）。

・全日本小中学生ダンスコンクール東日本大会での受賞や区や地域等のイベントでダンスを披露。

・専門的な指導を受けられることや、多くの部員と活動ができる等の声があり、学校の垣根を越えた仲間との繋がりや、地域の方との交流もできている。

(ハイブリッド型) 学校の実態に応じて、部活動の指導に地域スポーツクラブ等の民間事業者や部活動指導員などの地域人材を活用する事業。

・令和6年度に5校で開始し、令和7年度からは14校に拡充

・生徒からは「専門的な指導を受けられるようになった」、部活動指導の手が離れた教員からは「教科の指導などに集中できるようになった」など肯定的な声があがっている。

令和8年度以降の方向性

モデル事業の本格実施

ア O.T.A.Dance Team（運営業務の委託化）

・委託等により、地域展開に向けて取り組んでいく。

イ ハイブリッド型（全校展開）

・民間事業者を活用した地域連携を全校展開していく。

・地域展開にあたり、教員のみで指導している部活動を段階的に0とすることや、合同部活動の拡充を検討。

・まずは休日の地域展開の実現を目指す。

地域展開に向けた検討事項

※詳細は本文参照

ア 事業者間の調整などを担う組織

(中間支援機能) の設置

イ 指導者の質の保障と量の確保

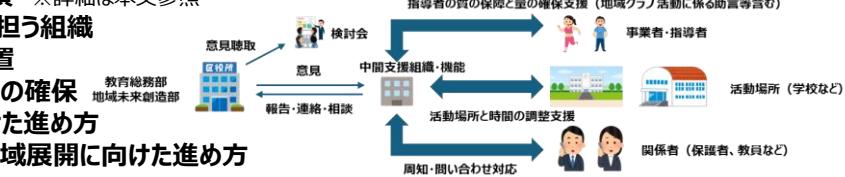
教育総務部
地域未来創造部

ウ 休日の地域展開に向けた進め方

エ 平日の地域連携から地域展開に向けた進め方

オ その他

活動場所の確保/参加生徒の移動手段/参加費用（生徒の保険加入費用含む）/大会参加



継続検討事項（まとめ）

・地域連携・地域展開の進展により、部活動がもつ教育的意義を地域クラブ活動での活動へ継承することや、地域クラブ活動の担い手に関すること等の課題が想定される。

・国が定めた要件等に基づく地域クラブ活動の認定を行う仕組の構築等、ガイドラインを踏まえた検討も必要となる。

・部活動の地域連携・地域展開は、スポーツ・文化施設を推進する取組の一つと考えられる。生じる課題に一つ一つ向き合い、学校や教育委員会だけではなく、地域や

スポーツ・文化芸術団体が区と連携・協力しながら柔軟に解決していく体制の構築が必要。大田区らしい地域連携・地域展開を進めていくことが大変重要である。

大田区立中学校部活動の 地域連携・地域移行に関する検討会

(令和 5 年度～7 年度)

報告書

令和 7 年 12 月

〈目次〉

1	区立中学校における部活動を取り巻く状況	p. 1
2	大田区の動き	p. 7
3	今後（令和 8 年度以降）の方向性	p. 8
4	参考	p. 14

1 区立中学校における部活動を取り巻く状況

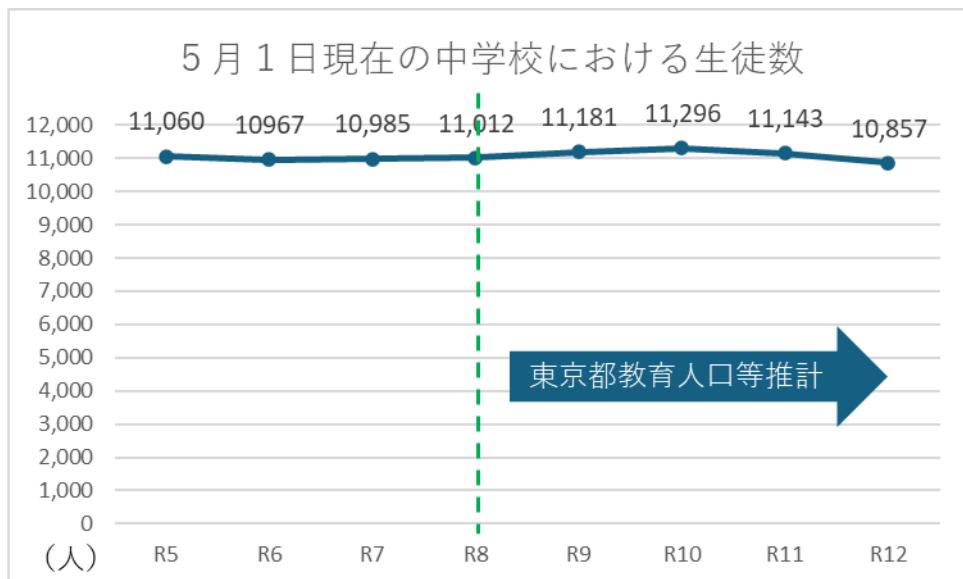
(1) 区立中学校の部活動の現状

ア 中学校生徒数の推移と部活動

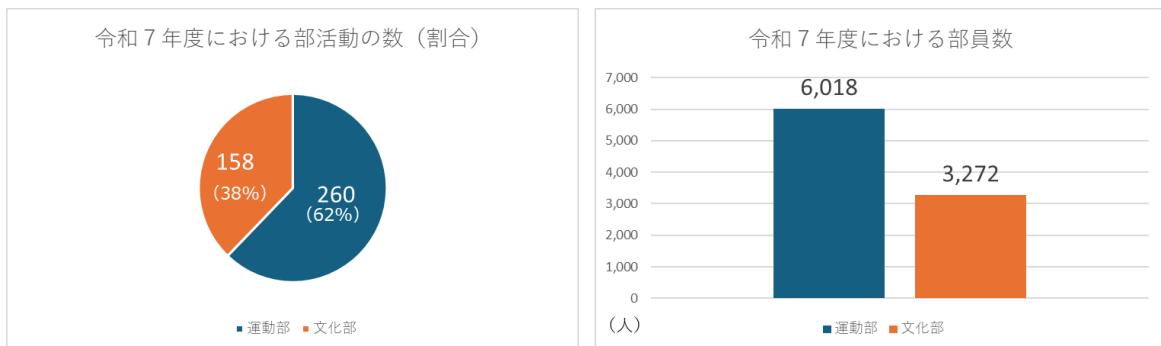
令和7（2025）年度における区立中学校の生徒数は 10,985 人で、今後は現在とほぼ同数で推移していく見込みとなっています（「東京都教育人口等推計」より）。これにより、現在の部活動数には大きな増減がなく、同様の体制が続くものと想定されます。

令和7年度区立中学校（28校）における部活動の数は、運動部 260 部（部員数 6,018名）、文化部 158 部（部員数 3,272名）となっております（5月1日時点）。バレーボールや野球、サッカーのようにまとまった人数での活動を必要とする部活動や、ソフトボールや剣道、ハンドボールのように指導者や部員が少数となる部活動は、單一校での活動ができず、近隣校等と合同で活動している例があります。

（参考）大田区立中学校生徒数の推移



（参考）区立中学校における運動部と文化部の割合等



イ 部活動の指導体制

大田区の部活動は、「大田区教育委員会 大田区立中学校に係る運動部活動の方針（平成30（2018）年5月策定）」、「大田区教育委員会 大田区立中学校に係る文化部活動の方針（令和元（2019）年6月策定）」を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適な活動の実施が目指されています。

以前は教員と部活動校外指導員とが部活動の指導や運営をしていましたが、学校教育法の一部改正により平成29年度に「部活動指導員」が制度化され、大田区でも平成30年9月から部活動指導員による部活動の指導・運営が開始されました。

(参考) 部活動校外指導員と部活動指導員の主な役割等

【部活動校外指導員】

中学校における部活動の効果的かつ円滑な運営に資するため、生徒への適切な実技指導および助言を行う有償ボランティアで、校長が選任・委嘱しています。雇用関係ではなく、部活動の指導や大会への引率等を単独で担うことはできません。令和5年度は276人、令和6年度は243人が従事されています。

【部活動指導員（会計年度任用職員）】

中学校における部活動の専門的な指導の実現及び教員の負担軽減のため、教員に代わり部活動指導等全般を行う者で、教育委員会が公募・選考し、各学校に配置されます。部活動の指導や大会への引率等を単独で担うことができます。令和5年度は33人、令和6年度は70人、令和7年度は68人（9月1日時点）が配置されています。

ウ アンケート調査結果

大田区における部活動の地域移行に関する対応の方向性を検討するにあたり、その基礎データとなる生徒（中学2,3年生）、教職員および保護者の意向をとらえることを目的に、令和5（2023）年にアンケート調査を実施しました。

【調査の設計及び回収結果】

項目	生徒	教員	保護者
調査対象	区内中学校2,3年生	大田区立中学校の教員	区内中学校保護者（2,3年生）
対象者数	7,230人	902人	7,200人
有効回答数	5,510サンプル	436サンプル	1,141サンプル
調査方法	Google フォーム	Google フォーム	Google フォーム
調査期間	7月2日～7月28日	6月30日～8月2日	9月14日～9月27日

【調査項目】

生徒	1	学校名
	2	学年・組
	3	現在、学校部活動等に所属しているか
	4	部活動の種類
	5	部活動に入部した理由
	6	部活動に所属してよかったです
	7	部活動に所属して困ったこと
	8	休日に地域で活動してみたい他の部活動（部活動所属生徒）
	9	活動してみたい内容（部活動未所属生徒）
	10	望ましいと思う部活動の頻度
	11	他校の生徒と合同で部活動に取り組んでも良いと思うか
	12	学校外の施設等で活動することについて、どう思うか
	13	学校の先生以外に活動で教わる時、どのようなことを望むか
教員	1	学校名
	2	氏名
	3	部活動の指導者について
	4	現在主たる担当者として指導している部活動
	5	現在担当している部活動の指導について
	6	休日に地域移行後、部活動の指導者として関わりたいか
	7	休日に地域移行後、部活動の指導者として関わりたい理由
	8	休日に地域移行後、部活動の指導に当たるとしたときの妥当と考える報償費 (1時間あたり)
保護者	1	学校名
	2	学年・組
	3	現在、学校の部活動等に所属しているか
	4	部活動の種類
	5	現在の部費（遠征費等の経費含む）は、いくら負担しているか (1か月あたり)
	6	部活動に求めること
	7	他校の生徒と合同で部活動を行うことについて、どう思うか
	8	学校外の施設等で活動することについて、どう思うか
	9	学校の先生以外に活動を教わる際に、どのようなことを望むか
	10	望ましいと思う部活動の頻度
	11	外部への委託費（月謝等）として妥当だと考える金額は (1か月あたり)

【調査結果概要】

対象	回答結果概要
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動に所属している割合は約8割。バスケットボール、サッカー、バレー、ボール等の需要が高い。 ・活動自体の楽しさやメンバーとの交流を深めることが重視されている。 ・自分の学校で活動したいと考える生徒は全体の半数程度を占めている。
教員	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動は負担が大きいため、関わりたくない教員が多い。 ・専門として部活動を指導できる教員は全体の約4割程度。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・半数が他校と合同での活動に肯定的だが、学校外での活動には消極的。 ・仲間づくりや体力・知識の習得を求める声が大きい。 ・教員以外から指導を受ける機会があれば、専門性が重視されている。 ・部費として月謝を払うことは妥当だと考えられている。 ・月謝等として妥当と考える金額は1,000円、2,000円、3,000円と続く。

(2) 区の地域資源

ア 総合型地域スポーツクラブ

地域住民による運営のもと、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する「地域密着型」スポーツクラブです。「おおた地域スポーツクラブネットワーク」を結成し、2か月に1回程度、定例会を開催し、情報交換を行う等、横のつながりを活かしながら活動しています。

【区内の総合型地域スポーツクラブ】11団体

NPO 法人地域総合スポーツ俱楽部・ピボットフット
一般社団法人田園調布グリーンコミュニティ
NPO 法人大田ウェルネスクラブ
NPO 法人スマイルかまた
NPO 法人ベアーズ
NPO 法人大森コラボレーション総合型地域スポーツクラブ ソシオ大森
一般社団法人大森フットボールクラブ
レスポ大森クラブ
一般社団法人 Sports Design Lab
NPO 法人ド素人スポーツ
松仙 FC

大田区総合型地域スポーツクラブ中学校運動部活動の地域移行に関する調査結果（令和5年（2023）2月実施）によると、中学校運動部活動の地域移行に伴う中学校生徒の受け入れについて、5クラブが「積極的に受け入れたい」、「4クラブがどちらかといえば受け入れたい」、「1クラブが受け入れることは考えていない」と回答しています。

イ 大田区スポーツ協会

大田区スポーツ協会は大田区におけるスポーツ及びレクリエーションの普及・振興を図り、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として設立された公益財団法人です。本協会には、現在 52 団体が加盟しています。これらの加盟団体は、区民スポーツ大会を実施する等、各競技・種目について、区内全域で広く普及を図るために活動をしています。

【大田区スポーツ協会加盟団体】52 団体

大田区アーチェリー協会	大田区ダンススポーツ連盟
大田区合気道連盟	大田区釣魚会連盟
大田区アマチュアレスリング協会	大田区テニス連盟
大田区インディアカ連盟	大田区トライアスロン連合
大田区エアロビック連盟	大田区なぎなた連盟
大田区空手道連盟	大田区軟式野球連盟
大田区弓道連盟	大田区馬術連盟
大田区空道協会	大田区バスケットボール連盟
大田区グラウンド・ゴルフ協会	大田区バトン協会
大田区クレー射撃連盟	大田区バドミントン協会
大田区ゲートボール協会	大田区バレーボール協会
大田区剣道連盟	大田区ハンドボール協会
大田区硬式野球連盟	大田区フォークダンス協会
大田区ゴルフ連盟	大田区武術太極拳連盟
大田区サッカー協会	大田区ボウリング連盟
大田区柔道会	大田区ポール de ウォーク推進協議会
NPO法人大田区障がい者スポーツ指導者研究会	大田区ボクシング連盟
大田区少林寺拳法連盟	大田区ボッチャ協会
大田区水泳協会	大田区ミニテニス連盟
大田区スキー連盟	大田区嶺町体育会
大田区スポーツ少年団本部	大田区民踊連盟
大田区相撲連盟	大田区ライフル射撃協会
大田区ソフトテニス連盟	大田区ラグビーフットボール協会
大田区ソフトテニス連盟	大田区ラジオ体操連盟
大田区ソフトボール連盟	大田区陸上競技協会
大田区卓球連盟	大田区ワンダーフォーゲル協会

ウ 大田区文化振興協会

大田区文化振興協会は、地域の文化振興において長年にわたり重要な役割を果たし、さまざまな文化事業を実施しながら、区民に鑑賞や体験の場を提供する公益財団法人です。さらに、指定管理者として区の文化施設の適切な管理・運営や区内で活動する芸術団体などを助成・支援する取り組みも行っています。

【大田区で文化芸術活動を行う助成支援団体（アマチュア団体を除く）】

大田区邦楽連盟	大田区日本舞踊連盟
大田区華道茶道文化協会	大田区書道連盟
大田区美術家協会	

（3）国や東京都の動向

全国的に少子化が進展し、団体競技等でチーム編成ができず試合に参加できない、廃部となってしまう部活動が散見されています。また、学校における働き方改革推進の視点で見ると、部活動の顧問等を任せられた教員は、勤務時間外での指導や休日の大会引率等が求められることになります。場合によっては、競技や活動経験のない種目・分野の指導をしなければならない等、過大な業務に対して更なる負担となっています。

こうした状況を踏まえ、令和4（2022）年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方及び新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

これを受け、東京都は、都内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行が推進されるよう、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定しました。この計画において、都内区市町村は、令和6年度の早期に地域連携・地域移行に向けた方針及び計画等を策定するとともに、令和7年度末までに地域連携等に向けた取組に着手し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境の充実を図ることと示されました。

2 大田区の動き

(1) 検討会の立ち上げ

国や都の動向を踏まえ、大田区における部活動の地域連携・地域移行に関する検討を深めるため、「大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会」を令和5年度に設置しました。検討会の委員は、学識経験者をはじめ、地域や保護者、スポーツ・文化芸術関係の団体代表者に加え、区立学校の校長等で構成されています。

検討会における主な検討内容は、「部活動の地域連携・地域移行を担う指導者」や「部活動の地域移行を担うスポーツ団体」、「部活動の地域移行に伴う活動場所」となっています。令和8年度以降の区における部活動の地域連携・地域移行の方針が決められるよう、令和7年度末まで検討を重ねていくこととされました。

(2) モデル事業の実施

大田区における部活動の地域連携・地域移行を進めるため、次のモデル事業を開始しました。

ア 合同部活動（O.T.A. Dance Team）

会計年度任用職員の部活動指導員を顧問に、休日はプロのダンスリーグで活躍している外部講師から指導を受けられるダンス部です。令和5年度に教育委員会主導で体験部活動を実施し、令和6（2024）年4月に発足しました。区立中学校の全生徒から入部希望を受ける合同部活動で、令和6年度は22の中学校から65名の生徒が参加しました。平日はオンラインや区の施設で指導を受け、休日は学校施設や民間のダンススタジオを活動場所としています。

これまでの活動実績としては、令和6年8月に行われた、第12回全日本小中学生ダンスコンクール東日本大会へ2チームが出場し、金賞と銅賞を受賞しました（令和7年度は、3チームが出場し、2チームが銀賞、1チームが銅賞を受賞）。また、部内のイベントとして、ダンスバトルや発表会を実施し、練習成果を発揮する機会を設けています。さらに、関係各所からの出演依頼を受け、区や地域等のイベントでもダンスを披露しています。

入部した生徒からは、プロから専門的な指導を受けられることや、多くの部員と活動ができる等の声があり、生徒のニーズに応じた体験機会が確保されています。また、学校の垣根を越えた仲間との繋がりや、地域の方々との交流もできております。

イ ハイブリッド型

学校の実態に応じて、部活動の指導に地域スポーツクラブ等の民間事業者や会計年度任用職員の部活動指導員などの地域人材を活用する、部活動の地域連携を推進するモデル事業です。令和6年度に5校で開始し、令和7年度からは14校に拡充しています。また、モデル事業実施校から拠点となる学校が決定された、合同部活動である女子ソフトボール部を委託事業者の指導により令和7年度から試行実施しています。

【ハイブリッド型における部活動指導の内訳】

	委託（民間事業者）	会計年度任用職員
令和6年度	1事業者で15部活動	21部活動
令和7年度（7月1日現在）	2事業者で58部活動	36部活動

モデル事業による部活動の指導を受けている生徒からは、「専門的な指導を受けられるようになった」等の評価を受けています。また、部活動指導の手が離れた教員からは、「教科の指導などに集中できるようになった」など肯定的な声があがっています。

合同部活動・女子ソフトボール部に参加している生徒からは、「自分の学校にソフトボール部がなくて諦めていたが、活動に参加できるようになってよかったです」、「他校の生徒と仲良くなる機会ができてよかったです」など良い反響があった一方で、一部の生徒からは「活動場所が遠い」等の声も聞かれています。

なお、会計年度任用職員の部活動指導員は、教育委員会事務局で募集から任用に関する事務手続きを行っており、採用後は配置された学校が服務と職務の管理を行っています。部活動の実情に合わせた人員配置が必要であることから学校現場が求める人材の確保等に難しさがあります。一方、委託による指導員は、受託事業者のノウハウを活かして確保され、人員配置も柔軟な対応がなされています。加えて、受託事業者とその指導員は、部活動の指導に関わることで、将来の地域クラブ活動における活動を見据えたノウハウの蓄積（地域人材の育成）にも繋げられています。

3 今後（令和8年度以降）の方向性

（1）モデル事業の本格実施

モデル事業の成果と課題等を踏まえ、令和8年度以降の本格実施を目指されています。なお、それぞれの事業は、令和7（2025）年5月に示された国の『「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ』も踏まえ、次の方向性が考えられています。

ア O.T.A. Dance Team（運営業務の委託化）

外部講師の手配から活動場所の確保や、参加生徒の募集と受付、活動に係る保護者や学校への連絡等、ダンス部の運営業務を民間事業者へ委託するなどして、部活動の地域展開に向けて取り組んでいく予定です。

イ ハイブリッド型（全校展開）

会計年度任用職員の部活動指導員を増員していくよりも、委託による指導員を拡充していく方が、生徒や学校にとってメリットが大きいことに加え、将来の地域クラブ活動における活動を見据えたノウハウの蓄積にも繋がるため、民間事業者を活用した部活動の地域連携を全校展開していく予定です。地域展開にあたっては、教員のみで指導している部活動を段階的に0とすることや、近隣校同士の合同練習を充実させる等して合同部活動の拡充に取り組んでいくことが検討されています。また、まずは休日の部活動について地域展開の実現を目指し、平日の部活動については地域連携を拡充しながら段階的に地域展開を目指していく予定です。

(参考) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめの概要

- ・「地域移行」から「地域展開」へ名称変更
- ・次期改革期間として、「改革実行期間（令和8～13年度）」を設定
- ・次期改革期間内に、休日の地域展開を本格的に進めること
- ・平日における取扱いについても考え方を整理し、地域の実情に応じた取組を進めること

(2) 地域展開に向けた検討事項

モデル事業の本格実施に向けた方向性を踏まえるとともに、将来的な部活動の地域展開に向けて押さえるべき検討事項について、本検討会から次のとおり報告します。

ア 事業者間の調整などを担う組織（中間支援機能）の設置

部活動の地域連携・地域展開を進めるにあたり、共通した考えの下で各所との調整や問い合わせに対応していく必要があります。また、事業者間で指導者の質に差が出ないようにすることも必要です。

区は、地方自治法等に基づき事業を執行するため、対応が予算の会計年度に縛られることや、対応の意思決定に一定の手続き等が必要となることなどがあり、柔軟性が高いとは言えない部分もあります。また、定期的な人事異動もあり、特定の分野に特化した人材を継続的に育成・確保・拡充していくことに難しさがあります。今後、418部活動（令和7（2025）年5月1日時点）の地域連携・地域展開を円滑に進めていくためには、柔軟性や機動性の高い対応と専門性や継続性をもった対応が必要です。

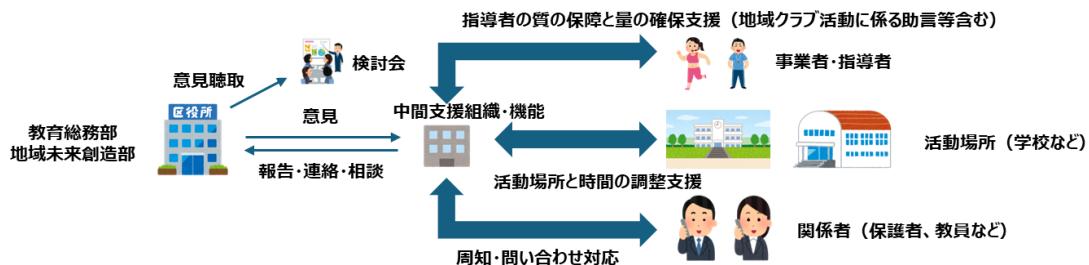
そのため、本事業の推進と併せて、生徒や保護者・学校（教員）・事業者と区（教育委員会等）との中間に立って支援する機能や組織の設置について検討すべきと考えます。

中間支援組織や機能に求められる主な役割は、次のとおりです。

- ・指導者の質を保障するための研修会の実施
- ・事業者間の関係性構築や事例共有などを目的とした連絡会の開催・運営
- ・生徒や保護者、教員（学校）、指導者（事業者）からの本事業への問い合わせ対応
- ・区と調整した上で事業者への指導

（生徒のことを第一に考え、事業者の水準を検討・設定し、指導などを行う）

（参考）中間支援組織・機能のイメージ



本事業を円滑に進めるためには、生徒や保護者、学校管理職を対象として、地域連携の事業者（指導者含む）に関するアンケート調査等を実施し、定期的に事業者の評価をすることが重要です。評価結果は、区と中間支援組織とで共有し、改善が必要な事業者には適切な対策を講じるよう指導する必要があると考えます。

イ 指導者の質の保障と量の確保

学校部活動は、教育課程外の活動であるが、教育活動の一環であり、教育的意義のあるものであります。生徒の人間関係や精神状態などにも影響を与えるため、地域連携における地域人材等の指導者には次のような資質が求められます。

- ・成長段階にある中学生の特性等を理解していること
- ・生徒に寄り添い、生徒の状況を把握しながら、生徒の願いを叶えるために必要な意欲を引き出せること。または、引き出せるように努められること
(ファシリテーター、アドバイザー的な役割を遂行できること)
- ・言葉遣いや態度、身だしなみ等、社会人としての常識を備え、生徒の人権を尊重した指導ができること
- ・生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を続けていく気持ちがもてるように、楽しく、皆が活躍できる場を与えられる運営ができること
- ・校長の経営方針や学校のルールを理解・尊重した上で指導ができること
- ・生徒への日々の声掛けや励まし、賞讃、対話などを通して、生徒に自己理解力、自己効力感、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、課題解決力等の社会的資質・能力の育成を目指す視点をもった指導ができること
- ・トラブルが発生した場合には、関係者と連携・協力する等して、課題の早期解決に努められること
- ・生徒にとって分かりやすく技術指導ができること

なお、地域展開における地域クラブ活動の指導者にも学校部活動の指導者と同様の資質が求められます。しかし、地域クラブ活動への参加には費用負担が生じるため、特に次の点に注意が必要です。

- ・生徒の身体的・精神的な健康を第一に考え、適切な活動時間と休養日を確保できること
- ・生徒や保護者、学校関係者等と良好な関係を維持できるコミュニケーションがとれること
- ・スポーツや文化芸術活動のもつ楽しさを感じさせ、生涯にわたって続けていく気持ちがもてるようになること
- ・勝利至上主義に偏りすぎないこと

また、地域連携・地域展開ともに指導者の質を保障するためには、資格保有のほか、次のような取組が必要です。

- ・生徒理解やコーチング、安全管理等の定期的な研修
- ・自己顯示欲を抑えるトレーニングや視野が狭くならないためのワークショップの開催
- ・不適切指導の事例共有等、意識を高め、維持するための定期的なミーティング
- ・モチベーションを維持させるための雇用等の条件設定

学校部活動の地域連携・地域展開を進めていくためには、指導者の量を確保していく必要もあります。量の確保にあたり、次のような取組が求められます。

- ・各競技の協会や文化芸術団体、大学や専門学校、スポーツクラブや関連企業等への周知や連携を強化し、選手や指導経験のある方を中心に人材を発掘していくこと
- ・コミュニティスクールによる人脈を活用した人材発掘
- ・「さえる」スポーツの楽しみ方を見つけられる機会の提供等を通じた人材育成
- ・活動日すべてを単独の指導者が担うのではなく、複数人で指導する体制を構築していくこと。その際は、即戦力となる指導者だけで体制を構築するのではなく、育成を踏まえた仕組みも検討すること
- ・待遇面の保障

なお、地域クラブ活動での指導を希望する教職員のために、兼職兼業規定等の見直し検討や手続きの周知も必要です。

ウ 休日の地域展開に向けた進め方

部活動の地域展開にあたり、学校の垣根を越えた合同練習（練習試合など含む）の実績や、教員の働き方改革の取り組みやすさ等を踏まえ、まずは休日の地域展開に取り組むことが国からも示されています。生徒や保護者、教員の理解を得るとともに指導者の質や量を確保するためにも、全ての休日の部活動を一気に地域クラブ活動で代替するのではなく、段階的に進めていくことが望ましいです。

進め方としては、委託や会計年度任用職員による指導者を活用し、休日における学校部活動の指導を教員の手から離した上で、合同練習等の習慣を定着させていき、合同練習の指導者が地域クラブ活動の指導者として活動を指導するように移行させることが考えられます。休日における学校部活動の指導を教員の手から離す際には、次のことに気をつける必要があります。

- ・教員を経由せずに生徒の活動への出欠連絡や健康状態の報告ができる仕組みの構築
(入部届等で生徒の個人情報や保護者の緊急連絡先を休日の指導員へ提供することについて、予め同意を得る)
- ・学校施設の地域開放と同様に、用務職員が利用開始と終了を確認して施設の開錠・施錠を行う仕組みを取り入れる等して、活動が行われたことが確認できるようにすること
- ・参加生徒の実態を教員から指導者へ事前共有する等してトラブルを未然に防止すること。また、生徒間のトラブルがあった際は、必ず学校へ情報を共有し、連携した対応をすること
- ・生徒にけがや事故が起きないように安全管理を徹底すること。けがや事故が起ってしまった際は、適切に対応するとともに、必ず保護者と学校へ連絡すること
- ・合同練習で引率が必要な際は、移動に伴うトラブルを未然防止とともに、生徒の安全管理を徹底し、確実に会場まで引率できるようにすること
- ・合同練習の際に使用する設備や備品等の準備や運搬
- ・責任者による指導者の適切な服務管理

なお、休日の地域クラブ活動の設置にあたっては、学校部活動においてニーズのない地域クラブ活動は行わないことを前提に、既存のクラブチームや団体の活用、中間支援組織による新たなクラブチームや団体等の募集、設立支援が必要と考えます。活動場所が新たに必要な場合は、学校施設等の活用が考えられます。

休日における地域クラブ活動での活動状況等、生徒の情報については、特別な配慮を必要とする生徒の情報や、進路選択・進路決定に関する情報などは、必要に応じて情報交換できるよう、地域クラブと学校とで関係性を構築しておくことが望ましいです。情報交換にあたっては、地域クラブ側の負担とならないよう、生徒からの自己申告を発端とする等、学校側でも仕組みを考えておくことが望ましいです。

エ 平日の地域連携から地域展開に向けた進め方

平日の地域展開について合同部活動の拡充を試行するなか、学校部活動における平日の合同練習等の下記の課題が浮かびあがっています。

- ・他の学校の生徒の到着時間や帰宅時間を考慮すると、学校ごとに行っている部活動よりも活動時間が限られてしまう。
(準備や片付けも部活動指導の一環と捉えると、活動場所となる学校の生徒のみにそれらを任せるのは不公平感がある)
- ・自転車通学が認められていないため、他校生が活動場所となる学校へ行く手段は、徒步または公共交通機関に限られる。
(公共交通機関を利用しないと活動場所となる学校へ行けない場合、他校生徒のみに交通費の負担がかかる)
- ・委員会活動で急遽、部活動に参加できなくなった場合等、他校生徒が活動場所の指導者へ連絡する手段がない。
- ・他校生徒が習い事などで活動の途中に帰る場合に保護者の迎えを可能にする等の取り決めが必要となる。
- ・他校生徒がトラブルを起こした際や、怪我をした際の対応（保護者への連絡体制等）を考えておく必要がある。

これらの課題を踏まえると、平日の地域展開については、休日の地域展開で体制等が整った地域クラブ活動から順に、活動できる日を平日へ広げていくなどの方策を講じることが望ましいと考えられます。

この場合、学校部活動と地域クラブ活動との違いについて、生徒や保護者、教員の理解を得るとともに、教員が地域クラブ活動の指導者として従事する場合の兼職兼業等について、検討が必要です。

オ その他

地域クラブ活動が安定的かつ持続的に運営されていくためには、活動場所の確保に係る費用や、万一に備えた保険加入費用等を考慮し、生徒が参加しやすい場所と費用の設定が必要です。また、生徒が日ごろの活動成果を発揮するための大会参加等も検討しておく必要があります。現時点で想定されるその他検討事項については、次のとおりです。

(活動場所の確保)

学校施設やその他公共施設が安価または無償で使用できる場所として考えられます。しかし、学校施設を活用する場合、地域展開の進捗状況によっては、学校部活動と地域クラブ活動とが混在することになります。その際は、在校生と地域クラブ活動参加生徒との動線を分ける等の工夫が必要です。また、行事等で使用できない日もあり、地域クラブには日程調整などが求められます。このため、中間支援組織が学校と地域クラブ間との間に立って調整の支援をすることが重要です。

(参加生徒の移動手段)

地域クラブ活動に参加する生徒の移動手段は、徒歩や公共交通機関、保護者の送迎等が考えられます。どの移動手段を可能とするかは、活動場所の状況等を考慮する必要があります。

(参加費用（生徒の保険加入費用含む）)

地域クラブ活動の運営には、指導者と事務局の人物費や旅費、消耗品費、会議費用、指導者や参加生徒の保険料、活動場所の使用料等が必要です。これらを踏まえ、生徒には参加費として受益者負担が求められます。

区のアンケート調査では、受益者負担は月 1,000 円との回答が一番多くありましたが、この金額では地域クラブ活動の運営は難しいと考えられます。受益者負担については、国の検討状況等を踏まえて議論する必要があります。

なお、経済的困窮世帯の生徒が、スポーツや文化芸術活動の体験機会を逃さないよう、地域クラブ活動における受益者負担等について就学援助の対象とする等の検討も必要です。

(大会参加)

中学校の運動部は、主に中学校体育連盟（以下「中体連」とする。）の大会が活動成果を発揮する場となっています。しかし、現状の中体連大会参加規定では、地域クラブ活動の出場枠は学校部活動に比べると限られています。これは、現在、地域連携・地域展開の過渡期であることなどが理由として考えられます。将来、地域展開が進んだ場合には、地域クラブ活動の出場枠の緩和や、各種協会主催の既存大会との発展的統合なども考えられます。

一方、文化部については、既存で地域や区のイベントでの発表を活動成果の発揮場所としていることも多く、そのまま地域クラブ活動での参加も可能と考えられます。

（3）継続検討事項（まとめ）

上記検討事項以外にも、モデル事業の本格実施や地域連携・地域展開が進んでいくことにより、部活動がもつ教育的意義を地域クラブ活動での活動へ継承することや地域クラブ活動の担い手となる団体の運営に関する事等の課題が出てくることが想定されます。また、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境整備や、国が定めた要件等に基づく地域クラブ活動の認定を行う仕組の構築、熱中症対策など生徒の安全確保についても、令和 7 年 12 月に改訂された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、今後、検討が必要と

なってきます。

大田区は、令和6（2024）年3月策定の大田区基本構想において、令和22（2040）年ごろを目標年次とし、「気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。」、「多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしづともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。」という将来のまちの姿を描いています。部活動の地域連携・地域展開については、スポーツ・文化施策を推進する取組の一つと考えられます。

そのため、地域連携・地域展開を進める中で生じる課題に一つ一つ向き合い、学校や教育委員会だけではなく、地域やスポーツ・文化芸術団体が区と連携・協力しながら柔軟に解決していく関係性や体制を構築していく必要があります。引き続き、スポーツや文化芸術活動を支える人材育成に取り組むとともに、生徒が求めるスポーツや文化芸術活動等の体験機会を確保・充実させ、大田区らしい部活動の地域連携・地域展開を進めていくことが大変重要です。

4 参考

（1）関連資料

番号	資料名	掲載先
1	大田区教育委員会 大田区立中学校に係る運動部活動の方針 大田区教育委員会 大田区立中学校に係る文化部活動の方針	大田区ホームページ> 教育委員会> 学校教育 
2	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン	スポーツ庁> 政策> 学校体育・運動部活動> 運動部活動改革> 部活動の在り方等に関するガイドラインについて  ※文化庁にも同様の掲載あり 
3	学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（東京都）	東京都教育庁> 学校教育> 教育内容> 学校体育・部活動 
4	「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ	スポーツ庁> 政策> 審議会情報> 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 
5	公立学校の教師等が活動に従事する場合の兼職兼業について	文部科学省> 教育> 教師の養成・採用・研修等> 教職員の人事管理 

※掲載先の二次元コード（URL）は、令和7年12月17日時点のものです。

(2) 検討会と分科会の開催経過

年度	日付	開催回 会議体	検討内容
R5	R5.12.22	第1回 検討会	(1) 国・都の現状について (2) 大田区立中学校の部活動の現状について (3) 大田区の地域資源について (4) 地域連携・地域移行のあり方について (5) モデル事業に係る分科会について
	R6.2.5	第1回 分科会	(1) モデル事業の概要説明 (2) モデル事業実施に向けた意見交換
	R6.3.27	第2回 検討会	(1) 分科会の報告について (2) 令和6年度モデル事業について (3) 検討期間後の取組方針の策定に向けて (4) 令和6年度スケジュールについて
R6	R6.7.4	第2回 分科会	(1) モデル事業（O.T.A.ダンスチーム、ハイブリッド型地域連携・地域移行）の実施状況報告 (2) モデル事業の課題 (3) モデル事業の今後の方針性について
	R6.9.24	第3回 検討会	(1) 令和6年度モデル事業について ・分科会報告 ・アンケート調査結果報告（ハイブリッド型地域連携・地域移行） (2) 令和7年度（以降含む）モデル事業等について (3) 今後の検討課題
R7	R7.7.31	第4回 検討会	(1) 中学校部活動の地域連携・地域移行の経過について (2) 中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会における報告書の作成について
	R7.9.24 ～ R7.10.3	第3回 分科会	(書面開催) 大田区における部活動の地域展開に向けた検討事項について
	R7.10.31	第5回 検討会	中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会における報告書（素案）について
	R7.12.17	第6回 検討会	(1) 中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会における報告書（案）について (2) 令和8年度以降の取組方針（案）について

(3) 委員名簿

ア 検討会（令和7年7月31日時点）

	氏名	区分
1	野川 春夫	学識経験者
2	井上 隆義	(公財) 大田区スポーツ協会
3	立山 瞳正	(公財) 大田区文化振興協会
4	伊藤 晋一郎	大田区スポーツ推進委員協議会
5	渡辺 義太	おおた地域スポーツクラブネットワーク
6	金谷 洋平	大田区立小学校PTA連絡協議会
7	津久井 典子	大田区立中学校PTA連合協議会
8	鈴木 英明	大田区自治会連合会
9	松原 敏彦	大田区青少年対策地区委員会会長会
10	榎中 規男	大田区青少年委員会
11	井上 光広	大田区立小学校校長会
12	中野 敏英	大田区立中学校校長会
13	村上 昭夫	大田区立中学校校長会
14	柳 歓子	大田区立中学校校長会
15	張替 健二	大田区立中学校校長会
16	阿部 仁明	大田区立中学校校長会
17	笛木 啓介	大田区立中学校校長会
18	青海 正	大田区立中学校校長会
19	菅野 哲郎	大田区立中学校校長会
20	保下 誠	地域未来創造部 スポーツ・文化芸術担当部長
21	今井 健太郎	教育総務部長

イ 分科会（令和7年9月24日時点）

	氏名	選出区分・団体等
1	野川 春夫	学識経験者
2	井上 隆義	(公財) 大田区スポーツ協会
3	伊藤 晋一郎	大田区スポーツ推進委員協議会
4	渡辺 義太	おおた地域スポーツクラブネットワーク
5	津久井 典子	大田区立中学校 P T A 連合協議会
6	中野 敏英	大田区立中学校校長会
7	村上 昭夫	大田区立中学校校長会
8	柳 歓子	大田区立中学校校長会
9	張替 健二	大田区立中学校校長会
10	阿部 仁明	大田区立中学校校長会
11	笛木 啓介	大田区立中学校校長会
12	青海 正	大田区立中学校校長会
13	菅野 哲郎	大田区立中学校校長会
14	大竹 豊和	地域未来創造部 スポーツ推進課長
15	長岡 誠	教育総務部 学校支援担当課長
16	木下 健太郎	教育総務部 指導課長

こども文教委員会 令和8年1月15日
教育委員会事務局 資料7番
所管 指導課

令和8年度部活動管理運営等業務委託事業者の募集について

1 募集理由

大田区立中学校の一部の部活動において、教員に代わって事業者等から派遣された指導者が指導・運営を行うことで専門的な技術指導と部活動マネジメントを一括で行い、更なる部活動の充実と教職員の負担軽減に繋げることができる事業者を募集する。

2 委託部活動数

33 部活動

3 募集について

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式（業者提案方式）とする。

(2) 応募資格

部活動の地域連携・地域展開に関する業務として他自治体等で業務委託契約の受託実績があり、安定的かつ健全な指導者の配置ができる事業者とする。

(3) 選定方法

部活動管理運営等業務委託事業者選定委員会において書類審査、面接審査により選定する。

(4) 選定スケジュール（予定）

	月 日	項 目
1	1月 16日（金）	募集要項等の公表（区ホームページ）
2	1月 23日（金）	募集内容に関する質問の受付期限
3	1月 27日（火）	質問に対する回答（区ホームページ）
4	2月 2日（月）	応募書類の提出期限
5	2月 3日（火）から 2月 5日（木）まで	一次審査（書類審査）
6	2月 6日（金）	一次審査結果通知発送
7	2月 16日（月）	二次審査（面接審査）
8	2月 24日（火）	選定結果通知発送
9	3月 6日（金）	選定事業者結果公表（区ホームページ）

こども文教委員会 令和 8 年 1 月 15 日
教育委員会事務局 資料 8 番
所管 指導課

令和 8 年度学校用務業務等委託事業者の選定結果について

区立小・中学校における令和 8 年度学校用務業務等委託事業者を以下のとおり選定した。

1 受託候補者（新規委託校：令和 8 年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
大森第四小学校 東糀谷小学校	株式会社リンレイサービス 城南支店	大田区北馬込二丁目 26 番 3 号
大森第七中学校 矢口中学校	株式会社新東美装	世田谷区上用賀四丁目 3 番 8 号
蓮沼中学校 安方中学校	南信ビルサービス株式会社	大田区新蒲田二丁目 16 番 8 号

2 受託候補者（既委託校：平成 29 年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
池雪小学校 雪谷小学校	株式会社リンレイサービス 城南支店	大田区北馬込二丁目 26 番 3 号
糀谷小学校 北糀谷小学校	高橋工業株式会社大田支店	大田区蒲田五丁目 21 番 13 号
東調布中学校 田園調布中学校	協和産業株式会社 城南営業所	大田区蒲田五丁目 32 番 6 号
糀谷中学校 出雲中学校	南信ビルサービス株式会社	大田区新蒲田二丁目 16 番 8 号

3 受託候補者（既委託校：令和 2 年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
都南小学校 中萩中小学校	株式会社リンレイサービス 城南支店	大田区北馬込二丁目 26 番 3 号
出雲小学校 南蒲小学校	高橋工業株式会社大田支店	大田区蒲田五丁目 21 番 13 号

蒲田小学校 東蒲小学校	協和産業株式会社 城南営業所	大田区蒲田五丁目 32 番 6 号
大森第六中学校 石川台中学校	南信ビルサービス株式会社	大田区新蒲田二丁目 16 番 8 号

4 受託候補者（既委託校：令和 3 年度～）

学校名	事業者名	事業者所在地
池上第二小学校 おなづか小学校	株式会社リンレイサービス 城南支店	大田区北馬込二丁目 26 番 3 号

5 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（初年度を含み 3 年間は、引き続き契約できる期間とする。）

6 主な選定理由

- (1) 年間の研修計画に工夫があるなど、人材育成に積極的である。
- (2) 区内での人材確保に積極的である。
- (3) 学校との協力体制が具体的であり、情報管理体制も適切である。
- (4) 用務業務等の幅広さを認識しており、人材重視の姿勢がある。
- (5) 安全管理対策が適切であり、事故発生時の対応策も具体的である。

7 応募事業者数

14 事業者

8 選定の経過

項 目	時 期
公募期間	令和 7 年 10 月 7 日から 11 月 12 日まで
一次審査（書類審査）	令和 7 年 12 月 2 日
一次審査結果（決定）	令和 7 年 12 月 2 日
二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 12 月 18 日
二次審査結果（決定）	令和 7 年 12 月 22 日

こども文教委員会 令和8年1月15日
教育委員会事務局 資料9番
所管 指導課

区立小中学校電話機の自動応答機能設定時間の変更について

1 概要

「大田区立学校における働き方改革推進プラン 第2次」の取組みの一環として、学校の電話機の自動応答機能の設定時間を、下記の通り変更する。

全区立小中学校 (館山さざなみ学校を含む)	自動応答対応時間
授業日 ※平日以外に学校公開や行事等を行う日を含む	原則 17:15～翌 8:15
授業日以外の日 ※長期休業期間を除く土曜日・日曜日・祝日・振替休業日・学校閉庁日	終日
長期休業期間 ※夏季休暇取得推進期間を除く夏休み、冬休み、春休み ※夏季休暇取得推進期間の対応は別途通知する。	原則 17:15～翌 8:15

2 運用開始日

令和8年4月1日

3 周知について

3月末頃を目途に、保護者に対しては保護者連絡機能アプリ totoru により周知する。その後、地域開放利用団体に対しては「学校施設利用承認書」を利用団体へ送付する際に周知文書を同封する予定で、準備を進める。また、広く周知を図るため区ホームページに掲載する。なお、保護者・地域への周知にあたっては、学校への電話連絡は教職員の勤務時間（原則 8 時 15 分から 16 時 45 分）内に行っていただくよう、理解と配慮を要請する。

こども文教委員会
令和8年1月15日
こども未来部 資料1番
所管 こども未来課

大田区子育ち支援ポータルサイトの開設について

1 開設目的

子どもの相談先や居場所、手当の給付などの子育ち・子育てに関する情報等を集約し、子どもや子育て家庭が必要な情報に容易にアクセスできる環境を整備するため、支援情報のポータルサイトを開設する。

2 サイト名称

おおた子育ちナビ Hug(はぐ)くみ

3 主な機能

- ・相談先検索（子ども向け・大人向け）
- ・子どもの居場所情報・子育て関連施設マップ
- ・子育て支援に関連した行政サービス検索機能
- ・イベント検索機能

4 公開予定日

令和8年1月21日（水）

5 周知方法

区公式ホームページ・ポスター・リーフレット・LINE・X（旧Twitter）など

The left screenshot shows the homepage of the website. It features a green header with the logo 'おおた子育ちナビ Hug(はぐ)くみ'. Below the header are various menu items like 'ホーム', '行政サービス', 'イベント(募集中)', 'マップ', '相談する(大人)', '相談する(こども)', '施設・窓口', 'パンフレット', and '荷物・借入'. The main content area includes sections for '子育てガイド' (with a sub-section for '妊娠中・出産後に必要な届出、利用できる制度を確認しよう!'), '特集ページはこちる' (with a cartoon illustration of two children), and '今日の注目記事' (with a thumbnail for an article dated 2025年11月10日).

The right screenshot is a promotional poster for the website's launch. It features a photo of a man holding a baby. Text on the poster includes '大田区の子育て情報のナビサイトができます' (A navigation site for child-rearing information in Ohta City is available), '2026年1月21日公開' (Public release date: January 21, 2026), 'おおた子育ちナビ Hug(はぐ)くみ' (Ohta Child-rearing Navigation Site), and 'おおた子育ち支援ポータルサイト' (Ohta Child-rearing Support Portal Site). The poster also includes a smartphone icon showing the website interface and three tips ('おすすめ機能1', 'おすすめ機能2', 'おすすめ機能3') in a green box.

サイト画面

周知ポスター

こども文教委員会
令和8年1月15日
こども未来部 資料2番
所管 子ども家庭総合支援センター開設準備室

おおたこども家庭センターの広報について

令和8年8月1日の設置を目指す「おおたこども家庭センター」について、その機能・役割を広くこども・家庭、区民、関係機関等に周知するため以下とおり広報に取り組む。

1 広報媒体

区公式ホームページ、区報、区設掲示板、デジタルサイネージ、SNSなど

2 広報の強化ポイント

対象者の属性にあわせた広報媒体を活用することでより周知効果を高めるとともに、相談主体・相談内容に応じた相談先をわかりやすく提示するよう工夫する。

3 広報開始時期（予定）

令和8年2月頃：ポスター掲示

令和8年夏頃：児童・生徒へ名刺型カード配布 など

4 広報物のイメージ

別紙のとおり

おおたこども家庭センターの広報について（案）

主に**関係機関**向け

主に**こども・家庭**向け

【改訂】児童虐待対応マニュアル（関係機関向け）



関係機関向け

区民向け

子育て世帯向け

こども向け

【新規】名刺型カード 他

【改訂】児童虐待防止啓発パンフレット（区民・関係機関向け）



【改訂】おおたこども家庭センターパンフレット



【新規】
大田区こども未来総合センター
ポスター



虐待等、心配なこどもに
関する通告・相談先は
「5753-9924」に統一
します。

こども向けの相談先広報
相談を「迷わせない」ため、
こどもに案内する電話番号は、
「5753-7830」に統一
します。